

| | |
|-------|------------------|
| 開催年月日 | 平成28年3月16日（水） |
| 質問者 | 公明党 吉井 透 委員 |
| 答弁者 | 保健福祉部長 村木 一行 |
| | 少子高齢化対策監 内海 敏江 |
| | 地域医療推進局長 荒田 吉彦 |
| | 医務薬務担当局長 長野 幹広 |
| | 健康安全局長 石本 みずえ |
| | 福祉局長 坂本 明彦 |
| | 高齢者支援局長 栗井 是臣 |
| | 子ども未来推進局長 村井 篤司 |
| | 技 監 森 昭久 |
| | 医師確保担当課長 山本 守 |
| | 医務薬務課長 三瓶 徹 |
| | 地域保健課長 澁谷 文代 |
| | がん対策等担当課長 澤口 敏明 |
| | 地域保健課医療参事 竹内 徳男 |
| | 施設運営指導課長 大平 幸治 |
| | 障がい者保健福祉課長 湯谷 隆博 |
| | 子ども子育て支援課長 京谷 栄一 |
| | 自立支援担当課長 上田 哲史 |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>一 医師確保対策について</p> <p>まず、医師確保対策についてであります。</p> <p>道民の方々が、地域で暮らし続けるには、何よりも、身近な場所での医療が不可欠であり、そのためには、当然、地域にも医師がいなければなりません。</p> <p>道では、これまで、地域医療の確保を道政上の重要課題と位置づけ、さまざまな取組を展開していると承知をしておりますが、依然として、道内各地の市町村においては、医師の確保に大変なご苦勞をされ、経営的にも厳しい状況にあることから、何よりも実効性のある取組が求められているところであります。</p> <p>そこで、医師確保対策について、以下、伺ってまいります。</p> <p>（一）道内の医師不足の現状について</p> <p>医師不足や地域偏在の状況は、道内はもちろん、全国的にも大きな課題となっていると承知をしております、きわめて深刻な問題であります。</p> <p>私がいろいろな地域の医療機関の方たちとお話をすると、どこの医療機関でも医師が足りないというお話をよくお聞きをします。</p> <p>そこで、まず、道では、道内の医師不足や地域偏在の状況をどのように把握し、また、そのようになった理由をどう認識しているのか、伺います。</p> | <p>【医師確保担当課長】</p> <p>医師不足の現状についてでございますが、平成26年に国が実施した調査によりますと、道内の医療機関に従事する医師数は、人口10万人当たり230.2人と、全国平均の233.6人に近い数値となっておりますが、二次医療圏別にみますと、医育大学が所在する上川中部及び札幌圏で全道平均を大きく上回る一方、宗谷、根室、日高の3圏域においては、全道平均の2分の1以下であり、地域においては、医師不足や偏在の状況が続いております。</p> <p>平成16年度に臨床研修制度が導入されて以降、道内においても医育大学からの医師派遣機能が低下しているほか高度専門医療を担う医療機関が都市部に集中していることなどにより、医師の地域偏在が生じているものと認識しております。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|---|
| <p>(二) これまでの道の取組について 地域の方に伺うと、ドクターバンクに求人を出しても、なかなか医師の確保が難しいので、結局は、色々なツテや人脉を駆使して医師を探さざるを得ないという話を耳にしております。 こうした声を踏まえて、道ではこれまで、医師の確保に向けて、どのような対策に取り組んできたのかお伺いします。</p> <p>(三) 地域における医師の確保や定着について 例えば、稚内市では、市や市民が中心となって、昨年10月に市民会議を設立し、稚内の医療再生に向けた取り組みを始めたところだと伺っております。 また、松前町立松前病院では、全科診療を掲げ、若手の育成に力を注いできた結果、全国から学生や研修医が実習などで訪れるようになるなど、こうした地道な活動が、医師確保に結びついているとも聞いております。 しかし、一方で、地域でようやく医師を確保しても、コンビニ受診であったり、もともとの医師不足から過重労働を余儀なくされ、医師が疲弊した結果、医療機関を離れてしまうケースもあるというふうに聞いております。 さまざまな医師確保対策により、せっかく地域で勤務をしてくれても、短期間で辞めてしまうのでは意味がありません。 地域においては、特に、医師のモチベーションを保ちながら、できるだけ長く、その地に定着してもらうことが大切であると考えます。 このような課題に対して、道としてどのように取り組まれているのか、お伺いをします。</p> | <p>【医師確保担当課長】 道の医師確保の取組についてでございますが、道ではこれまで、即効性のある対策として、自治医大卒業医師の配置や、医育大学の地域医療支援センター及び緊急臨時的医師派遣事業による医師派遣などを実施してきたところでございます。 また、ドクターバンク事業や東京事務所に医師確保担当の参事を配置して、在京の全国自治体病院協議会などと連携し、道外医師の招へいにも努めてきたところでございます。 さらに、中・長期的な対策として、総合診療医を養成するための研修センターを指定し、その養成に努めてまいりましたほか、医育大学の定数増や、一定期間、地域で勤務を行うことを条件とした修学資金制度を導入するなど、様々な医師確保対策に取り組んできたところでございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 地域における医師定着の取組についてでございますが、平成20年度に創設した、道の修学資金制度のほか、旭川医大及び札幌医大における独自の入試制度、いわゆる地域枠制度の導入によりまして、道内で臨床研修を受ける研修医も近年増加傾向にあり、将来的には、道内の地域で勤務する医師は徐々に増えていくことが見込まれているところでございます。 道におきましては、医師が地域で勤務しやすい環境をつくるため、市町村や地域の住民団体が取り組む道内の先進事例を集めまして、ホームページなどで各市町村に周知しておりますほか、将来、地域の医療を担う医師等を育成することを目的といたしまして「青少年育成事業」などに取り組んできたところであります。 今後も医育大学や道医師会、市町村などとも連携を図りながら、環境づくりのための機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。</p> |
| <p>ご答弁いただきましたが、住民を含めた医師と双方の理解が大事ということがあるのではないかと感じます。</p> | |
| <p>(四) 偏在解消に向けた今後の取組について 次に、偏在解消に向けた今後の取組ということでお聞きをします。 道内においては、医育大学の定員増や、地域枠の導入などで、今後は、地域で勤務する医師が徐々に増える見込みであるとのことですが、一体いつになったら医師不足が解決するのか、先行きが全く不透明であります。 道では、今後、医師の地域偏在の解消に向けて、いつまでを目途に、また、どのように取り組んでいくのか、伺います。</p> | <p>【保健福祉部長】 医師の地域偏在の解消に向けた取組についてでございますが、道ではこれまで、地域における医師確保対策といたしまして、様々な取組を進めてまいりました。 そうした中、本年度、北大に設置をいたしております地域医療支援センターからの常勤医師の派遣を来年度から拡充することに加えまして、地域枠医師が、来月から札幌医大卒の7名をはじめとし、平成29年度には、旭川医大を含めた19名の医師が地域での勤務を開始する予定となっております、その後、順次卒</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|--|
| <p>なかなか、これといった対策というのは難しいテーマであると思えますけれども、粘り強い取組をお願いしたいと思います。</p> <p>二 外国人観光客に対する医療機関の対応について</p> <p>次に、外国人観光客に対する医療機関の対応についてであります。</p> <p>我が国の外国人観光客は、年々増加してきていることから、日本の医療を受ける機会が増えていると承知をしております。しかしながら、外国人の方からは、外国語の通じる病院や医師が不足しているとの声も聞かれます。</p> <p>国においては、外国人患者の円滑な受入を図るため、外国人患者受入医療機関認証制度を創設し、都道府県に1ヶ所以上の整備を進めてきており、本道においては、札幌と函館の2ヶ所の医療機関が認証を受けております。</p> <p>本道でも、外国人観光客が観光やショッピング、長期滞在など様々な形で訪れて、その数は右肩上がりとなっている中、外国人観光客が不慮の事故や病気の際に安心・安全に医療サービスを受けられるよう医療に関する情報提供が重要と考えます。</p> <p>そこで、以下伺ってまいります。</p> <p>(一) 道内における取組について</p> <p>本道には、様々な国から数多くの外国人観光客が訪れておりますが、観光として訪れる地域の、外国語の対応ができる医療機関の情報がなければ、いざというときに医療を受けることができないのではないかと考えます。道内において、外国語に対応できる医療機関の情報は、どのような形で提供されているのかお伺いをします。</p> <p>(二) 今後の取組について</p> <p>ただ今の答弁により、道内でも多くの医療機関で外国語に対応できるとのことでありますが、今後ますます外国人観光客の増加が見込まれる中、緊急時や急なけがの際に医療を必要とする機会も増えていくものと考えます。道として、今後、外国人観光客に対し、医療提供体制などの医療情報について、どのように周知を図っていくのか伺います。</p> | <p>業生の増加によりまして、38年度以降は常時160名程度となる見込でございまして、これまでの医育大学と連携した取組が、実を結びはじめているところと考えております。</p> <p>しかしながら、道内では、依然として医師の地域偏在が続いておりますことから、道民の皆さま方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができますよう、今後におきましても、医育大学や道医師会など、関係機関と緊密な連携を図りながら、医師確保対策に取り組み、医師の地域偏在解消に努めてまいります。</p> <p>【医務業務課長】</p> <p>外国語に対応できる医療機関の情報についてでございますが、道では、平成20年から、医療を受ける方々が、病院、診療所などの選択を適切に行うことができるよう、医療機関の診療科目や診療時間、対応可能な疾患などの医療機能情報を道や関係団体のホームページなどで提供しており、その中で外国語で診療可能な医療機関について情報提供を行っているところでございます。</p> <p>【医務業務担当局長】</p> <p>外国人観光客に対する医療情報に係る今後の対応についてでございますが、北海道を訪れる外国人観光客に安心して滞在していただくため、外国語に対応できる医療機関の情報を提供し、周知していくことが必要であると認識しております。</p> <p>そのため、道では、各医療機関に関する情報をホームページで提供いたしますとともに、実際に外国人観光客から医療対応の相談を受けることが想定さ</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>観光は、北海道の柱の施策の一つということでありまして、外国人観光客は、今後もさらに増えることが考えられます。それに伴っての医療体制が非常に大事だと考えておりますので、これもよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>三 1型糖尿難病対策について</p> <p>私の知人に1型糖尿病の患者がおり、中学生のときに発症して以来、これまで定期的に受診をして、インスリン注射を打ちながらの生活を継続している状況にあります。</p> <p>その医療費については、20歳になるまでは小児慢性特定疾患制度により、助成を受けることができましたが、それ以降は助成の対象外となっており、安定した職に就くことが困難にあることから、月々の医療費が大きな負担となっています。</p> <p>こうした方々への支援のあり方を検討するべきとの考えから、以下伺ってまいります。</p> <p>(一) 定義について</p> <p>はじめに、そもそも1型糖尿病とはどのような疾患なのか、また、2型糖尿病とはどのような点が異なっているのかお伺ひします。</p> <p>意識障害があることもあるということでもありますので、それに留意して仕事の選択を考えなくてはならない、こんな症状であるということかと思ひます。</p> <p>(二) 症状について (欠)</p> | <p>れる観光協会あるいはホテル協会などに周知をし、その活用を働きかけてきたところでございます。</p> <p>今後も、これらの取組を継続いたしますとともに、こうした情報を一層活用していただけるよう、観光関連部局と連携をしながら、JRやバス・タクシー協会など交通関係団体に対しても、積極的に周知してまいりたいと考えております。</p> <p>【技監】</p> <p>1型糖尿病についてでございますが、糖尿病は、血糖値を下げるホルモンであるインスリンの働きが不十分なために血糖値が上昇する疾患であります。このうち、1型糖尿病は、インスリンを分泌するすい臓の細胞が免疫異常等により破壊され、インスリンがつかられなくなり顕著な高血糖状態になるものです。</p> <p>一方、2型糖尿病は、体がインスリンに反応しなくなって発症するものと、さらに進行して、インスリンの分泌が少なくなって発症するものがあります。</p> <p>2型糖尿病が、過食や運動不足、肥満、ストレスなどの生活習慣との関連が深く、中高年以降に発症することが多いのに対しまして、1型糖尿病は、発症の原因が十分解明されていない疾病であり、小児期に発症することが多く、生涯にわたって治療が必要となるものでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|---|
| <p>(三) 治療方法について 次に、1型糖尿病に罹患した患者は、どのような治療を受けることになるのかお伺いをします。</p> <p>(四) 医療提供体制について 1型糖尿病の治療については、糖尿病の専門医療機関が主体となって対応しておりますけれど、道内における糖尿病の専門医の配置状況はどのようになっているのか伺います。</p> <p>(五) 医療費助成について 1型糖尿病は、主に子どもに起こる原因不明の病気であると、生涯にわたって毎日数回のインスリン注射を続ける以外に治療法がなく、その医療費の自己負担も高額なものとなっております。そこで、1型糖尿病患者に対する医療費助成は、どのようになっているのか伺います。</p> <p>(六) 1型糖尿病患者の成人後の支援について 答弁いただきましたが、いずれにしても、この治療が必要であっても助成は20歳までというような現状にあるということです。 1型糖尿病は、インスリン注射を一生継続するにもかかわらず、難病法に基づく医療費助成の対象とはなっていないため、20歳以降、医療費助成を受けられない状況にあります。糖尿病患者と医療スタッフのための情報サイトである糖尿病ネットワークが2013年にインスリン治療中の糖尿病患者を対象に行ったアンケート調査によりますと、約7割の方が毎月1万円以上を自己負担しているという結果でありました。その方やその家庭の収入状況にもよりますが、20代の若い社会人にとって決してこれは少ない額ではないと思います。1型糖尿病が、成人後も医療費助成が受けられるよう、難病法に基づく医療費助成の対象疾病をさらに増やすべきであると考えますけれども、道としてどのように対応されるのか伺います。</p> <p>いろいろ答弁をいただきましたけれども、結構、表には現れてはきませんが、こういったところで悩んでいる方、たくさんいるのではないかと思います。仕事の中で、生活上は大丈夫という人も多いかと思えますけれども、仕事によっては、特に男性の</p> | <p>【医療参事】 治療方法についてでございますが、インスリンが分泌されなくなる1型糖尿病の治療におきましては、医師の指導のもとで、定期的に血糖値の測定を行いながら、毎日複数回、必要な量のインスリン注射を本人や家族等が行っているところでございます。</p> <p>【医療参事】 道内の糖尿病専門医についてでございますが、日本糖尿病学会の専門医制度により認定を受けた医師は、本年2月現在、全道で177名となっております。</p> <p>また、糖尿病の医療機能を担う医療機関のうち、インスリン療法を行うことができる施設は平成27年7月現在、全道で981カ所となっております。道では、これらの医療機関をホームページで公表しているところでございます。</p> <p>【地域保健課長】 1型糖尿病患者の医療費助成についてでございますが、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病の医療費助成制度では、1型糖尿病など長期にわたり療養を必要とし、疾病の程度が一定以上である児童に、世帯の所得に応じた自己負担上限額を設け、医療費の助成を行っているところでございます。</p> <p>この制度は、18歳未満の児童を対象としておりますが、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳に達するまでの間、医療費助成を受けることができることとされております。</p> <p>【健康安全局長】 成人の1型糖尿病患者に対する支援についてでございますが、道では、1型糖尿病の方が、成人後も安心して治療や療養が受けられるよう、糖尿病連携手帳等を活用し、専門医とかかりつけ医との連携による医療提供体制の確保に努めてきているところでございます。</p> <p>道といたしましては、新年度から設置する難病対策地域協議会などを通じまして、成人期を迎える1型糖尿病患者をはじめ、地域の慢性疾患児童や難病患者の実態把握に努めますとともに、引き続き、国に対し、難病法に基づく医療費助成の対象疾病の拡大について要望してまいりたいと考えております。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>場合には一家を支えなくてはならない、そういう時に病気とマッチしたような仕事が選べない人はこれは非常に大変な状態になっているということだと思います。また難病法の中で考えても、実はこの糖尿病というのは、その範囲を外れるような部分があって、なかなか認定が難しいような現状がありますけれども、現状でいえば、内臓障害のような状況でのことも考えられますが、この難病認定というのが1番現状として大事なことから思っておりますので、こういったことを含めて道として対応を考えていっていただきたいと思います。</p> <p>四 健康マイレージ事業について</p> <p>道民がいつまでも住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らしていくためには、道民一人ひとりが自ら健康に気を配り、主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康長寿のための環境整備を進めることが大変重要と考えます。</p> <p>そこで、健康の保持増進のためのインセンティブの仕組みを導入する制度であります健康マイレージ制度について以下お伺いをします。</p> <p>(一) 事業の目的について</p> <p>知事は、健康マイレージ制度を公約の1つとして掲げ、道は、来年度から、北海道健康マイレージ事業を実施するものと承知をしております。</p> <p>そこで、まず、本事業の目的について、伺います。</p> <p>(二) 事業の概要について</p> <p>本事業は、道民が様々な健康づくりメニューに取り組むことにより、特典を受けることができることとありますが、事業の実施方法や、特典の対象となる健康づくりのメニューはどのようになっているかなど、事業の概要について伺います。</p> | <p>【がん対策等担当課長】</p> <p>健康マイレージ事業についてでございますが、道では、新年度から、道民の方々が、健康診断の受診や健康教室への参加など、あらかじめ設定された健康づくりメニューに取り組むことで、特典を受けることができる北海道健康マイレージ事業を実施することとしているところでございます。</p> <p>この事業の実施によりまして、道民の皆様方の健康への関心を掘り起こし、一人ひとりが健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけとしていただき、がん検診受診率の向上や肥満の防止、運動習慣の普及などに繋げ、健康で元気に生活できる健康寿命の延伸を目指すこととしているところでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】</p> <p>事業の概要についてでございますが、この事業は、道が市町村、企業等と協働で実施することを予定しておりまして、道は、事業の企画や全体の進行管理、企業等への協力要請、実施市町村に対する助言等を行い、市町村は、健康づくりメニューへの設定と、そのメニューに応じた特典の設定と提供などを行うこととしておりまして、また、企業等からは、市町村が住民に提供する特典に用いる商品やサービスに協力していただくこととしております。</p> <p>具体的な事業内容につきましては、他府県の先行事例などを参考に検討を進めているところでございますが、特典の対象となります健康づくりのメニューといたしまして、特定健診、いわゆるメタボ健診やがん検診など多くの市町村や職域において実施されている事業のほか、各市町村が独自に実施する運動教室や健康に関する講演会などへの参加も想定をしております、一定の取組に参加することにより、様々な特典を受ける仕組みを検討しているところでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|--|
| <p>(三) 市町村の実施状況について 道内の市町村においては、既に同様の事業を、23市町村で実施しているものと伺っております。そこで、これらの市町村において、事業実施により、具体的にどのような効果が見られたのかお伺いをします。</p> <p>(四) 実施に向けた課題について 答弁いただきましたが、いずれもこういった制度によって、特定検診等の受診率が上がっているということであると思います。先ほど申し上げたとおり、道内では既に23の市町村で事業を実施しておりますが、逆に言えば、残った156市町村では、これまで、そのような取組を行ってこなかったこととなります。 これまで事業を実施してこなかった市町村においては、どのような課題があり、こうした取組を行っていないのかお伺いをします。</p> <p>(五) 市町村との連携について 来年度から事業を実施するに当たっては、既に実施済の市町村との連携はもとより、これまでノウハウが無いことなどから行なわれてこなかったという市町村の課題を十分に検討して、効果的な取組となるよう連携を強化していく必要があるものと考えます。 そうしたことを踏まえ、来年度、道としてどのように事業を展開をされるのか所見を伺います。</p> <p>(六) 道民の健康づくりについて よろしくお願ひしたいと思います。 本道の高齢化が進行する中、道民の健康づくりの取組を推進し、健康長寿を促すなど、健康寿命の延伸に向けて、この事業を積極的に推進することが重要であると考えます。 道として、どのように取り組むのか所見を伺います。</p> | <p>【がん対策等担当課長】 市町村の実施状況についてでございますが、昨年10月に実施いたしました健康マイレージ事業に関する道内調査結果では、事業を実施している23市町村の多くが事業を開始して間もないことから効果があったとの回答は少なかったものの特定健診の受診率が向上したのが4市町、がん検診の受診率が向上したのが1町、健康づくり事業の参加者が増加したのが2町となっております。特に、効果が現れている自治体におきましては、特定健診では事業開始から5年で受診率が約12ポイント、大腸がん検診では5年で約10ポイント上昇しているところでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】 事業実施上の課題についてでございますが、同じく昨年10月の調査結果では、事業実施に向けての課題としては、制度を運営するためのノウハウが無いことや、必要なマンパワーが確保できないこと、特典の提供に関する財源の確保が厳しいこと、などの意見があったところでございます。 なお、4つの市と町が平成28年度から新たに事業を実施し、72の市町村が事業に関心を持っているとの回答があったところでございます。</p> <p>【健康安全局長】 市町村と連携した事業展開についてでございますが、調査により明らかになりました、市町村におけるマイレージ事業実施に当たってのノウハウや財源等の課題につきましては、道や企業等と連携して行うことにより、一定程度、解決が図られるものと考えているところでございます。 道といたしましては、事業を実施していない市町村に対し、道内はもとより道外の先進事例を把握し、情報提供いたしますとともに、より多くの企業がこの事業に参画していただけるよう積極的に働きかけを行い、連携の効果を一層高めながら、全道的な事業展開ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】 道民の健康づくりについてでございますが、道ではこれまで、道民の健康寿命を延ばすことを目指し、生活習慣病の発症や重症化の予防、身体機能の維持向上、健康を支えるための社会環境の整備や生活習慣の改善など、北海道健康増進計画に基づく様々な施策を推進してまいりました。 道民の皆様方が、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくためには、できるだけ自立した生活を送ることができるいわゆる健康寿命を伸ばす取組が大変重要でございます。一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援をする「北海道健康マイレージ事業」の実施により、健康に配慮した生活習慣を身につけていただくなど道民あげて健康づくりに取り組む意識を高め、健やかに暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>高齢社会の中で健康づくりへの意識を高めることにこのマイレージ事業の効果は高いというふうに考えますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>五 指定生活介護事業所について</p> <p>医師や看護師の指導支援の下、本人や家族などが、治療目的ではなく、生活援助を目的として行う医療的ケアが、日常的に必要な重症心身障がい児者の、道内における指定生活介護事業所の利用状況は、平成24年の58名から、平成27年は88名と増加をしており、そうした利用者を受け入れる指定生活介護事業所の需要は高まっております。特に、小規模な施設では、利用者の障がい程度や疾病の状況に応じたサービス提供を確保するためには、看護師をはじめとする人員配置等の課題があるものと承知をしており、そうしたことを踏まえ、以下、伺ってまいります。</p> <p>(一) 指定生活介護事業所について</p> <p>まず、指定生活介護事業所は、どのような方に対して、どのような役割を果たしているのか伺います。</p> <p>また、併せて、道内の設置状況について伺います。</p> <p>(二) 指定生活介護事業所における人員配置基準等について</p> <p>次に、指定生活介護事業所における人員配置基準及び報酬について、どのようになっているのか伺います。</p> | <p>【施設運営指導課長】</p> <p>生活介護事業所の役割等についてでございますが、この事業所は、障害者総合支援法に基づき、常に介護を必要とする障がいのある方に対し、主に日中に、入浴、排せつ、食事などの介護を行いますほか、自立の促進、生活の改善、身体機能や生活能力の維持向上を目的として通所により、工作や絵画などの創作活動の機会を提供するものでございまして、直近の本年2月末現在、道内95の市町村に、491ヶ所設置されております。</p> <p>【施設運営指導課長】</p> <p>指定生活介護事業所におきます人員配置基準等についてでございますが、生活介護事業所は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めた条例によりまして、サービス管理責任者のほか、利用者の障害支援区分や人数に応じ、直接処遇を行います看護職員、生活支援員、理学療法士、作業療法士を置くこととされています。</p> <p>また、報酬につきましては、サービスに要する費用の算定に関する厚生労働省告示に基づきまして、事業所の定員と利用者の障害支援区分に応じて算定をされ、例えば、定員20人以下の小規模な事業所にありましては、障害支援区分2以下の場合、利用者1人、1日あたり、5,590円、最高の障害支援区分6の場合は12,780円の基本報酬が支払われますほか、基準よりも多くの職員を配置している場合などには、加算が行われることとなっております。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>(三) 道の取組について</p> <p>生活介護事業所において、重度障がいを抱えた利用者が安心して過ごすためには、看護師の役割は大きく、先ほどの答弁にあった配置基準でも、支援区分5以上の重度障がいを抱える利用者3人に対しては、1人以上の配置となっております。</p> <p>しかしながら、事業所においては、経営的な面からも、看護師の確保に苦慮していると伺っております。</p> <p>そこで、今後、道として、小規模な生活介護事業所が必要な看護体制を確保できるよう、どのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p>ご答弁にありましたが、看護師は非常に大事な存在でありますので、支援のほど、いろいろあると思えますけれど、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>六 障がい者の芸術文化活動について</p> <p>次に、障がい者の芸術文化活動について伺います。</p> <p>国が設置した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における平成25年8月の中間取りまとめによると、障がい者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障がいの有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で、非常に重要な意義を有しているとのことでもあります。</p> <p>また、障がい者が生み出す芸術作品は、近年では、既成の概念にとらわれないその芸術の特性が、国内外において一定の評価を受けるようになってきており、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものとされております。</p> <p>そうしたことから、障がい者の芸術文化活動に対する支援を行うに当たっては、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、障がい者の芸術作品の発掘・収集等を行うことや、その展示、発信等が推進されるようにするための仕組み作りを行っていくことが重要とされています。</p> <p>そこで、以下、伺ってまいります。</p> | <p>【福祉局長】</p> <p>生活介護事業所におけます看護体制の確保に向けました今後の取組についてでございますが、生活介護事業所を利用する重症心身障がい児・者の方への支援には、個々の障がいの状態や症状の変化に応じました呼吸・循環器管理や栄養管理などの医療的ケアが重要であり、看護師の果たす役割は大変大きいものと考えます。</p> <p>一方、道内におけます看護師不足の中、多くの事業所におきまして、重症心身障がい児・者に対する業務の困難性や報酬の低さなどの理由によりまして、看護師の確保に苦慮している状況にあると認識しております。</p> <p>このため、道といたしましては、他の都府県とも連携いたしまして、国に対し、引き続き、重度障害者支援加算の見直しなど、報酬額の必要な改善を図るよう要望してまいりますとともに、サービスの質の向上のため、道医師会とも連携し、重度の障害者に対する看護ケア等の技術向上を目的といたしました各種研修を実施するなどいたしまして、各事業所における人材の確保と育成ができるよう支援してまいります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>(一) 道内における障がい者の芸術文化活動等について</p> <p>まず、国の中間とりまとめを踏まえ、道として、障がい者の芸術文化活動について、どのような認識を持っているのか伺います。</p> <p>また、道内における障がい者の芸術文化活動は、主にどのような取組がされているのか併せて伺います。</p> | <p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>障がいのある方々の芸術文化活動についてでございますが、国におきましては、障がいのある方々の芸術文化活動の支援のため、障がいのある方や団体をはじめ、芸術大学教授、弁護士などを構成員といたします懇談会で支援の方向性やあり方、また作品の権利保護などを内容といたしました中間報告を取りまとめており、道といたしましては、障がいのある方々の芸術文化活動を支援し、その裾野を広げ、優れた才能を伸ばすということは、障がいのある方々の社会参加を進めるとともに、障がいの有無に関わらず、人々が共生する社会を実現していく上で大変意義深いものと認識しております。</p> <p>道内におきましても、障がいのある方々の活動に対する支援は広まっており、当麻町の社会福祉法人では、障がいのある方々の芸術作品を展示するため、廃校を利用した美術館を開設しておりますほか、札幌市の社会福祉法人では、施設利用者の展示会の開催など、創作活動を支援し、数々の受賞作家を生み出すなど、各地域におきまして、芸術文化活動に取り組まれているところでございます。</p> |
| <p>(二) 道のこれまでの取組について</p> <p>ただ今の答弁で、いくつかの取組が紹介され、徐々にではありますが、障がい者の芸術文化活動が広まってきているとのこととあります。</p> <p>そこで、道では、これまで、こうした取組などについて、具体的にどのように支援をしてきたのか伺います。</p> | <p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>芸術文化活動の道の支援についてでございますが、道では、これまで知的障がいのある方々を対象に音楽教室や陶芸教室等の開催のほか、市町村が行う障がいのある方々の絵画、書道の作品展、音楽祭や、北海道肢体不自由児者福祉連合協会が行っております全道の手足の不自由な小中校生等を対象にした作文・絵画等の展示会の開催経費に助成するなど、障がいのある方々の芸術文化活動への支援を行ってきております。</p> <p>また、今年度は、国の「障害者の芸術活動支援モデル事業」に全国7か所のうちの一つとして採択されました社会福祉法人が設置いたしました「北海道アールブリュットネットワーク会議」に委員として参画し、地域の作品・作家の調査・発掘や、道内外への情報発信などに取組み、障がいのある方々への芸術文化活動の支援に努めているところでございます。</p> |
| <p>(三) 道の今後の取組について</p> <p>国の中間取りまとめの報告はもちろんのこと、私もいくつか、障がい者の芸術文化活動に取り組まれている団体の方からお話を伺い、これらの活動は、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現、さらには芸術文化の発展への寄与という観点から、大きな効果が期待できるものであると考えます。</p> <p>今後も、こうした取組の一層の推進を図っていくことが重要と考えますが、道として、どのように取り組まれるのかお伺いをします。</p> | <p>【福祉局長】</p> <p>芸術文化活動の今後の取組についてでございますが、障がいのある方々が、美術創作や音楽活動などの芸術文化活動に取り組むことは、社会参加の促進が図られますとともに、本道の芸術文化活動の推進にとりましても大変意義のあるものと考えております。</p> <p>このため、道では、今年度からスタートいたしました第4期北海道障がい福祉計画に芸術文化活動の支援を位置付け、市町村や団体が行います美術作品の展示会や音楽祭、さらには演劇などのパフォーマンスの発表会の開催を支援するなど、障がいのある方々の芸術文化活動への参加を広げ、活動の裾野拡大に向けて取り組んできているところでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>ご答弁をいただきましたが、障がい者についての一般の方々への理解を深めてもらうような意義、また、こうした方々の作品というのが社会の中で価値を持って、高い値段で売れているようなこともあると伺っております。</p> <p>社会参加を進める上で、こうした芸術文化活動の積極的な支援ということが大事かと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。</p> <p>七 子育て支援や介護の充実について</p> <p>次に子育て支援や介護の充実について伺います。</p> <p>国は、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持するため、アベノミクス第二ステージとして、いわゆる新・三本の矢を打ち出しております。第二の矢においては、出生率1.8が叶う社会の実現や待機児童解消など「夢をつむぐ子育て支援」を、また、第三の矢では、介護離職者ゼロや職場環境整備など「安心につながる社会保障」を掲げ、各般の取組を推進することとしてしております。</p> <p>これらは若者も高齢者も、女性も男性も、国民一人ひとりが家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望が叶い、それぞれの能力を發揮でき、それぞれの生きがいを感じることができる社会を創ろうとするものであります。</p> <p>また、子育てや介護と仕事を両立しやすくするための対策を盛り込んだ雇用保険法などの改正案が衆議院で審議入りしましたが、その内容は、企業が負担する子育て支援向けの拠出金を増額したり、介護休業を分割して取れるようにしたりするなどとなっております。</p> <p>人口減少や少子高齢化が進行する中、子育てや介護を行いながら安心して働くためには、こうした育児や介護の休業など制度の見直しによる働く環境の改善とともに、子育て支援や介護サービスそのものの充実を図ることが極めて重要であると考えます。</p> <p>そうしたことを踏まえ、以下伺ってまいります。</p> <p>(一) 子育て支援の充実について</p> <p>小さなお子さんを育てながら働くためには、保育体制の充実はもちろん、社会全体の意識や仕組みも含めた改革が必要であります。</p> <p>今後、道として、子育て支援の充実に向けて、どのように取り組むのか伺います。</p> | <p>今後とも、国の事業の活用も図りながら、民間の活動や独自に展示会を開催しております特別支援学校の活動とも連携し、障がいのある方々の芸術文化活動の支援に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>社会全体での子育て支援の充実についてでございますが、道では、これまで、市町村が策定いたします子ども子育て支援事業計画に基づき、保育所や小規模保育などの多様な保育サービスの計画的な整備を図りますとともに、民間企業等と連携をいたしまして、事業主や働く方々などを対象といたしまして、ワーク・ライフ・バランスを理解していただくためのセミナーを開催するなど社会全体で子育てを応援する環境づくりに取り組んできたところであります。</p> <p>新年度には、こうした取組に加えまして、保護者の方々からのニーズは高いものの、これまで取組があまり進んでおりませんでした病気の子どもを預か</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>答弁いただきましたが、こうした病気の児童を預かる仕組み、また父親の育児意識を高めることの推進等、非常に大事な環境づくりであると考えます。充実への努力をお願いいたします。</p> <p>(二) 介護サービス体制の充実について 急速な高齢化が進む本道においては、介護保険制度が創設された平成12年に比べ、要介護認定者数は3倍の30万人に増加し、訪問介護など、居宅サービスの受給者数は4倍以上となっており、今後、家族の介護等を理由とした離職者の増加も懸念されております。 介護を必要とされる高齢者へのサービス提供体制の充実や介護されるご家族の負担軽減を図るため、道として、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。</p> <p>八 児童の自立支援対策について 次に、児童の自立支援対策についてお聞きをしていきます。</p> <p>(一) 児童養護施設について 1 子どもたちの実態について 近年、児童虐待や親の死亡や病気、さらには経済的な理由などによる育児放棄で、児童養護施設に入所する子どもたちが増加傾向にあり、本年1月時点で、道内の23箇所の児童養護施設に、1,300人を超える子どもたちが入所しております。 本道の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、これまで以上に、地域全体で子どもを大切に育てることが求められている中、まず、道として、こうした子どもたちの置かれている実態をどのように受け止めているのか、所見を伺います。</p> | <p>る機能を持ったファミリー・サポート・センターの設置促進に向けた事業を創設するほか、父親が育児参加するための講座を開催するなどして、働きながら子どもを育てることができる環境の充実に努めてまいります。</p> <p>【高齢者支援局長】 介護サービス提供体制の充実についてでございます。高齢化が進行する本道におきましては、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加すると見込まれる中、御家族の介護負担の軽減を図り、高齢者とその御家族を地域全体で支える体制づくりが大変重要と考えているところでございます。 このため、道といたしましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年も見据え、介護保険事業支援計画に基づき、地域医療介護基金を活用するなどして、特養等の着実な整備や在宅サービスの充実に努めることはもとより、介護サービスを担う人材の養成・確保や、医療と介護が連携した切れ目のないサービス提供体制の整備など、関係施策を総合的に推進し、介護離職の防止も含め、高齢者とその御家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んでいく考えでございます。</p> <p>【子ども未来推進局長】 児童養護施設の子どもの実態についてでございますが、児童養護施設は、保護者のいない子どもや家庭環境により養護を必要とする子どもなどが入所するもので、保護者の就労や傷病により、家庭での生活が困難になるほか、虐待を受けたり、養育を拒否するなどの理由で入所に至るケースが多く、その児童数は、近年、横ばいで推移しているところでございます。 道といたしましては、子どもたちが安全で安心な環境の中で、健やかに成長できる地域社会づくりが重要であると考えており、こうしたことから、育児不安や養育に困難を抱える家庭の支援をはじめ、地域での子育てを応援する仕組みや、子育てに係る経済的負担軽減、虐待の未然防止などの施策に取り組んでいるところでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|--|
| <p>2 子どもたちへの支援について</p> <p>今日、児童養護施設に入所している子どもたちは、経済的な理由などから進学率が低く、職場での定着も困難なケースが多いことが指摘されております。</p> <p>また、これらの子どもたちが施設を出てからの進路状況をみると、大学や短大などに進学したケースは全体の1割程度に過ぎず、親からの経済的な支援を受けられないことが大きな要因として指摘されております。</p> <p>こうした子どもたちが一日も早く社会で自立して生活できるよう、また、希望する学校に進学ができるよう、わが党はこの間、早急に官民挙げた基金を設置して支援すべきと提案をいたしました。</p> <p>どのように対応されるのか、道の所見を伺います。</p> <p>3 貸付制度について</p> <p>ただ今、来年度から貸付制度を創設し、生活費などに貸付をする、さらには、新たに設置する「北海道未来人財応援基金」による支援を検討されるとの答弁でございましたが、貸付制度については、5年以上の就業を条件に償還免除となりますが、例えば、児童養護施設を退所した子どもたちは、コミュニケーション能力などの問題から、職場での定着率が低いとも言われており、果たして、この貸付制度は、これらの実態を踏まえた制度となっているのか疑問であります。</p> <p>また、児童養護施設に入所している子どもたちは、保証人になる人もいない場合も少なくないものと考えます。</p> <p>せっかく新しく創設される貸付制度においては、こうした実態に十分に対応すべきと考えておりますが、所見を伺います。</p> <p>4 進学相談等について</p> <p>さらには、こうした子どもたちは進学や就職に当たって、保護者からの支援を受けられないなどの課題を抱えていることから、よりきめの細かい進学相談や就職相談などに継続的に取り組む必要があると考えます。</p> <p>道として、こうしたソフト面における支援について、どのように取り組まれるのか、所見を伺います。</p> | <p>【自立支援担当課長】</p> <p>児童養護施設の子どもへの支援についてでございますが、児童養護施設を退所した子どもは、保護者からの経済的支援を受けることが難しく、大学進学への希望が叶いづらい実情にありますことから、道では、新年度において、大学進学等に向けた支援として、就職後、5年間就業を継続することで返還が免除となる家賃や生活費等の貸付制度を創設することとしております。</p> <p>また、これに加えて、仮称ではありますが、「北海道未来人財応援基金」を平成28年度中に創設することを目指し、厳しい経済環境におかれている子どもたちの成長を支援できるよう、現在、検討を進めているところでございます。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>新たな貸付制度についてでございますが、国の補助制度を活用して、新年度に創設を予定している貸付制度におきましては、保護者等からの経済的支援が見込まれない進学者または就職者などを貸付対象とし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることが可能な仕組みとする考えでございます。</p> <p>国からは、現時点で、返還免除などに関して詳細な要件は示されておきませんが、道といたしましては、施設関係者からもご意見をお伺いし、整えるべき運用面の条件があれば、必要に応じて国に働きかけるなど、子どもたちが経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう支援してまいります。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>子どもたちの相談支援についてでございますが、施設を退所した子どもは、保護者からの支援を受けられず孤立しがちであることや、仕事が長続きしない、大学を中退するなど、生活が安定しない状況にあることが多いことから、昨年12月に策定した「子どもの貧困対策推進計画」に、大学等への進学支援や就職支援の充実などを盛り込んでおります。</p> <p>道では、今後とも、施設と連携しながら、大学進学後においても、修学など様々な相談に対応するほか、就職した子どもには、就業に関する悩みや転職を希望する際の助言などについて、ハローワークや地域若者サポートステーションの活用を図るなど、退所後の就職や進学支援などにも継続的に取り組んでまいります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>5 実態の把握について</p> <p>また、来年度に創設を検討する「人財応援基金」において、児童養護施設を退所した子どもたちを支援することですが、まずは、こうした子どもたちがどのような状況におかれているのか、さらには、こうした基金により、子どもたちが自立に向けて安定した生活を築いていくことができるのか、あるいはその負担がどの程度軽減されるのかなど、実態を把握する必要があると考えます。</p> <p>どのように対応されるのか、所見を伺います。</p> <p>答弁をいただきましたが、実態把握は大変に重要であると思えます。子どもたちの今置かれている現状をつぶさに把握していただきたいとお願いをいたします。</p> <p>6 独自の支援について</p> <p>人財応援基金についてであります。これは知事が公約で掲げた「世界で活躍する人財の育成」を推進するために、今般、設置を検討することとなったものと承知をしております。グローバル社会が急速に進展する今日、活力ある北海道を切り拓くため、国際的な視野を持ち、チャレンジ精神にあふれる次の世代の子どもたちを支援することは、大変に意義のあることと考えます。</p> <p>しかしながら、一方で、児童養護施設を退所した子どもたちのように、経済的状況や家庭状況など、非常に辛い状況にある子どもたちへの支援も急務な課題であります。</p> <p>こうした状況が全く異なる子どもたちを同じ制度による支援を行うこととしておりますが、果たして、一人ひとりの実態を踏まえたきめ細かい支援策を講じることができるのか、疑問であります。</p> <p>児童養護施設を退所した子どもたちの実態をよく把握し、その上でこうした子どもたちにターゲットを絞った基金制度により支援すべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>【答弁後】</p> <p>海外にチャレンジするようなお子さんも、また経済的に厳しい状況、環境に置かれているお子さんも志という意味では同じであるというふうに思います。ご答弁をいただきましたけれども、双方有益な支援となるような制度設計をよろしく願いをしたいと思います。</p> | <p>【自立支援担当課長】</p> <p>児童養護施設等の子どもの実態把握についてでございますが、道では、これまで、平成24年度と26年度の2回にわたり、施設を退所した子どもたちの社会的自立に向けた効果的な支援方策を検討するため、退所後の進路や就労の継続状況などについて、実態調査を行ってきており、この調査により、施設を退所した子どもたちは、保護者からの支援を受けられず孤立しがちであることや、仕事が長続きしない、大学を中退するなど、生活が安定しない状況にあることが明らかとなっております。</p> <p>道としては、今後とも、児童養護施設等の子どもに対する進学や就職支援の取組の充実に向け、退所後の子どもの生活状況の把握に努めるとともに、退所した子どもたちが離職した理由や、中途退学に至った経過などの実態把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>新たな基金の設置についてでございますが、道では、経済的な理由で自己実現に向けた希望をあきらめざるを得ない子どもたちに挑戦や学びの機会を提供するため、広く道内外の方々のご理解とご協力をいただきながら、仮称ではありますが「北海道未来人財応援基金」を創設し、子どもたちの成長を応援していくと考えております。</p> <p>この基金により、児童養護施設を退所した子どもなど、厳しい経済環境におかれている子どもの大学進学に向けた支援も行っていきたいと考えており、制度設計に当たっては、これまで把握した退所後の子どもの実態を踏まえるとともに、施設からのご意見もお聞きするなどして、実情に即した有益な支援となるよう検討してまいりたいと考えております。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>(二) 児童自立支援施設について</p> <p>1 施設の状況などについて</p> <p>視点を変えます。先のが党の代表質問においても触れましたが、児童福祉施設のうち、子どもたちが家庭から離れ、自立を目指す施設として、児童養護施設のほか、児童自立支援施設もあります。</p> <p>児童自立支援施設は、かつて教護院と呼ばれ、不良行為をしたり、不良行為をするおそれのある子どもを対象としていましたが、平成9年に法改正があり、家庭などの環境上の理由で生活指導が必要な子どもも入所する施設となっていると承知しております。</p> <p>そこで、まず、道内における児童自立支援施設の状況について伺います。</p> <p>また、入所している子どもたちの最近の傾向について、併せて伺います。</p> <p>2 子どもたちの状況について</p> <p>ただ今、道内3箇所の施設に、虐待を受けたり、発達障がいを持っているなど、複雑な背景を抱えている子どもの入所が増えているとの答弁であります。そうした子どもたちについて、どのようなきっかけで入所し、その期間はどの程度になっているのか、また、どのような指導を受けて、自立していくのかなど、児童自立支援施設で生活する子どもたちの状況についてお伺いします。</p> <p>3 児童自立支援施設の実態について</p> <p>これで最後の質問になりますけれども、入所している子どもたちには、それぞれが個別に持っている課題に加えて、家庭などの環境的要因もあるとのこととあります。自立に向けた困難さは、児童養護施設の子どもの比へ、高い場合もあると伺っております。それに加え、1、2年の短期間で、支援の成果を求められることとなり、施設に求められる役割は極めて大きいものと考えます。</p> <p>こうしたことから、道として、子どもや施設の実態把握や課題の分析を行い、子どもへの支援方法の向上を目指し、検討を行う必要があると考えますが、所見を伺います。</p> <p>児童の自立支援対策について、ご答弁をいただきましたが、まずは、実際に入所している子どもたちがどのような状況にあるのか、その実態を把握した上で、必要な対策を検討すべきであり、知事にも是非、施設を訪問していただきたいと考えております。この問題については、知事の考えを直接伺いたいと思いますので、委員長に置かれましては、お取り計らいの程よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p> | <p>【自立支援担当課長】</p> <p>児童自立支援施設の状況についてでございますが、児童自立支援施設は、不良行為をしたり、または、するおそれのある子どもや、家庭環境等から生活指導を要する子どもを入所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設であり、道では、北広島市に女子を対象とする「向陽学院」と、七飯町に男子を対象とする「大沼学園」を設置して運営を行っているほか、社会福祉法人が運営する男子を対象とした「北海道家庭学校」が遠軽町に設置されております。</p> <p>こうした施設に入所している子どもたちの約6割に虐待を受けた経験があり、また、約5割に発達障がいがあるなど、個別支援や心理治療的なケアといった、特別な配慮の必要性が増してきております。</p> <p>【自立支援担当課長】</p> <p>入所児童の状況についてでございますが、児童自立支援施設には、虐待をはじめ、多くの問題を抱える家庭で育った子どもが、金銭持出や家出、暴力行為などの非行行為や、不登校、反抗といった問題行動を理由に入所してきており、こうした子どもの自立に向けては、一人ひとりの適性、能力を勘案しながら、概ね1年ないし2年の期間をかけて、施設職員と子どもが寝食を共にする家庭的な生活を通じて、きめ細やかな支援を行っております。</p> <p>また、家庭復帰に向けては、家庭での子どもとの接し方や配慮する点について、保護者の理解を得ながら、一時帰省も行い、子どもの自立を目指して取り組んでおります。</p> <p>【少子高齢化対策監】</p> <p>児童自立支援施設の子どもの実態把握についてありますが、児童自立支援施設の子子どもたちが自立して、自らの将来に夢や希望をもって成長していくためには、家庭的な雰囲気の中で、施設職員と子どもたちが信頼関係を築きながら、集団生活を通じた生活習慣の習得や学習支援により、自主的な生活態度を獲得することが重要と考えております。</p> <p>入所している子どもには、虐待のほか、障がいのある子どもが多くなっていることを踏まえ、今後は、それぞれの課題をもった子ども一人ひとりの行動の変化や、退所後の生活実態の把握などに努めますとともに、民間の施設関係者や入所経験者と意見交換を行うなどいたしまして、支援の充実に向けた検討を進めてまいります。</p> |